

令和元年 12 月定例会

御杖村議会 会議録

令和元年 12 月 10 日 開会

令和元年 12 月 17 日 閉会

御杖村議会

◎目 次

第 1 号 (12月10日)	- 1 -
◎議事日程〔審議結果〕	- 2 -
◎本日の会議に付した事件	- 4 -
◎出席議員 (8名)	- 4 -
◎欠席議員 (0名)	- 4 -
◎会議録署名議員	- 4 -
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	- 4 -
◎職務のため議場に出席した事務局職員	- 4 -
〔発言記録〕	- 5 -
◎開会及び開議の宣告	- 5 -
◎会議録署名議員の指名	- 5 -
◎会期の決定	- 5 -
◎諸般の報告 (議会運営委員会)	- 5 -
◎諸般の報告 (例月出納検査)	- 6 -
◎諸般の報告 (桜井宇陀広域連合議会)	- 6 -
◎諸般の報告 (宇陀衛生一部事務組合議会)	- 7 -
◎諸般の報告 (奈良県広域消防組合議会)	- 8 -
◎諸般の報告 (東宇陀環境衛生組合議会)	- 9 -
◎諸般の報告 (曾爾御杖行政一部事務組合議会)	- 10 -
◎行政報告	- 11 -
◎一般質問	- 13 -
葛城昌俊君①「村長選における公約の進めについて」	- 13 -
葛城昌俊君②「小中一体型施設の有効活用施策について」	- 14 -
休憩・再開	- 16 -
◎承認第4号、専決処分の承認を求めることについて (令和元年度 御杖村一般会計補正予算 (第3号)) [上程、説明、質疑、付託]	- 16 -
◎議案第36号、御杖村犯罪被害者等支援条例の制定について [上程、説明、質疑、討論、採決]	- 17 -
◎議案第37号、御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する 条例の制定について [上程、説明、質疑、討論、採決]	- 18 -
◎議案第38号、御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当 及び費用弁償に関する条例の制定について [上程、説明、質疑、討論、採決]	- 19 -
◎議案第39号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について [上程、説明、質疑、討論、採決]	- 20 -
◎議案第40号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を	

改正する条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕 ..	21	-
◎議案第 41 号、御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕 ..	22	-
◎議案第 42 号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	23	-
◎議案第 43 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	24	-
◎議案第 44 号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定 について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	25	-
◎議案第 45 号、御杖村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	26	-
◎議案第 46 号、御杖村乳幼児医療費助成条例の全部を改正する条例の 制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	26	-
◎議案第 47 号、御杖村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する 条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	27	-
◎議案第 48 号、御杖村心身障害者医療費助成条例の一部を改正する 条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	28	-
◎議案第 49 号、御杖村保育の必要性の認定に関する条例の一部を 改正する条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕 ..	29	-
◎議案第 50 号、御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	30	-
◎議案第 31 号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第 2 号）の議定 について〔上程、説明、質疑、付託〕	30	-
◎議案第 52 号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算 （第 3 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕	31	-
◎議案第 53 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕	32	-
◎議案第 54 号、令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算 （第 3 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕	32	-
◎散会の宣告	33	-
第 2 号（12 月 17 日）	35	-
◎議事日程〔審議結果〕	36	-
◎本日の会議に付した事件	36	-
◎出席議員（8 名）	36	-
◎欠席議員（0 名）	37	-
◎会議録署名議員	37	-
◎地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職・氏名	37	-

◎職務のため議場に参加した事務局職員	37
〔発言記録〕	38
◎開議の宣告	38
◎一括議第〔委員長報告、質疑〕	38
・承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度御杖村一般会計補正予算（第3号））	
・議案第51号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第4号）の議定について	
・議案第52号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の議定について	
・議案第53号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定について	
・議案第54号、令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第3号）の議定について	
◎承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第3号）〔討論・採決〕	39
◎議案第51号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第4号）の議定について〔討論・採決〕	39
◎議案第52号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の議定について〔討論・採決〕	40
◎議案第53号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定について〔討論・採決〕	40
◎議案第54号、令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第3号）の議定について〔討論・採決〕	40
◎発委第9号、閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会）〔上程、採決〕	41
◎発委第10号、閉会中の継続調査申出について（むらづくり委員会）〔上程・採決〕	41
◎発議第7号、議員派遣について〔上程・採決〕	41
◎閉議及び閉会の宣言	42
◎会議録署名	43

第 1 号 (12月10日)

令和元年 12 月御杖村議会定例会（第 1 号）

令和元年 12 月 10 日(火)

開会 午前 10 時 00 分

◎議事日程〔審議結果〕

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

・ 議会運営委員会	11/21
・ 例月出納検査	8 月・9 月・10 月分
・ 桜井宇陀広域連合議会	11/6 定例会
・ 宇陀衛生一部事務組合議会	11/25 定例会
・ 奈良県広域消防組合議会	11/25 定例会
・ 東宇陀環境衛生組合議会	11/29 定例会
・ 曾爾御杖行政一部事務組合議会	12/6 定例会

第 4 行政報告

・ 村長

第 5 一般質問

・ 葛城昌俊君（2 件）

第 6 承認第 4 号〔予算決算委員会付託〕

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度御杖村一般会計補正予算（第 3 号））

第 7 議案第 36 号〔原案可決〕

御杖村犯罪被害者等支援条例の制定について

第 8 議案第 37 号〔原案可決〕

御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

第 9 議案第 38 号〔原案可決〕

御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について

第 10 議案第 39 号〔原案可決〕

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第 11 議案第 40 号〔原案可決〕

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 12 議案第 41 号〔原案可決〕

御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 13 議案第 42 号〔原案可決〕

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第14 議案第43号〔原案可決〕
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第44号〔原案可決〕
職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第45号〔原案可決〕
御杖村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第46号〔原案可決〕
御杖村乳幼児医療費助成条例の全部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第47号〔原案可決〕
御杖村ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第48号〔原案可決〕
御杖村心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第49号〔原案可決〕
御杖村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第50号〔原案可決〕
御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第51号〔予算決算委員会付託〕
令和元年度御杖村一般会計補正予算（第4号）の議定について
- 第23 議案第52号〔予算決算委員会付託〕
令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の議定について
- 第24 議案第53号〔予算決算委員会付託〕
令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定について
- 第25 議案第54号〔予算決算委員会付託〕
令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第3号）の議定について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（8名）

議長	山岡隆良君	副議長	吉田俊弘君
1番	葛城昌俊君	2番	古川芳明君
5番	松岡一生君	6番	木村忠雄君
7番	盛岡英成君	8番	山崎往男君

◎欠席議員（0名）

◎会議録署名議員

3番	吉田俊弘君	5番	松岡一生君
----	-------	----	-------

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

村長	伊藤	藤原	収宜君
副村長	松丸	山田	永治君
教育長	丸藤	辰猪君	
総務課長	西藤	悦夫君	
むらづくり振興課長	廣尾	真貴子君	
保健福祉課長	森本	成則君	
産業建設課長	片岡	保昌君	
住民生活課長	中古	村谷君	
教育委員会次長		依子君	
会計管理者			

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長	中嶋英樹君
書記	今井智君

〔 発言記録 〕

(10 時 00 分 開議)

◎開会及び開議の宣告

- 議長（山岡隆良君） 皆さん、おはようございます。
本日の 12 月定例会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。
全議員が出席でございます。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、只今から、令和元年 12 月御杖村議会定例会を開会します。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山岡隆良君） 本日の議事日程は、配布済の日程表のとおりとします。
日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第 127 条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、3 番 吉田俊弘君、5 番 松岡一生君を指名致します。

◎会期の決定

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第 2、会期の決定を行います。
本定例会の会期を、本日から 12 月 17 日までの 8 日間にしたいと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から、12 月 17 日までの 8 日間に決定しました。

◎諸般の報告（議会運営委員会）

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第 3、諸般の報告を行います。
はじめに、11 月 21 日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。
議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長、木村忠雄君。
○議会運営委員長（木村忠雄君） それでは、11 月 21 日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。
当日は、全委員出席のもと、12 月定例会の運営について協議を行いました。
まず、会期及び会期中の日程について協議をおこない、会期を、12 月 10 日から 17 日までの 8 日間とし、全員協議会を 11 日、むらづくり委員会を 12 日、予算決算委員会を 13 日、続会議を 17 日とそれぞれ決定し、いずれも午前 10 時の開会といたしました。
また一般質問については、通告締切を 11 月 29 日とし、質問日は、12 月 10 日の開会日と決定いたしました。

次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いについて協議を行い、専決を含む 5 件の補正予算を予算決算委員会へ付託することとし、その他の案件については、開会日に即決することと致しました。

最後に、次回 3 月定例会の会期を検討するため、「継続調査申出書」を、続会日に提出することを決定して、委員会を閉じました。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

◎諸般の報告（例月出納検査）

○議長（山岡隆良君） 次に、監査委員より例月の出納検査について、8 月から 10 月分の検査結果報告書をいただいています。

抜粋の写しを配布しておりますので、報告と致します。

◎諸般の報告（桜井宇陀広域連合議会）

○議長（山岡隆良君） 次に、一部事務組合議会に関する報告を行います。

去る 11 月 6 日開催されました、桜井宇陀広域連合議会の報告を求めます。

派遣議員 山崎往男 君。

○派遣議員（山崎往男君） ただいま、議長の許可をいただきましたので、去る 11 月の 6 日、午前 10 時 40 分から、御杖村山村開発センターにおきまして開催されました、令和元年桜井宇陀広域連合議会第 2 回定例会の報告をさせていただきますと思います。

菊岡議長の開会宣言、松井桜井宇陀広域連合長の招集挨拶の後、会議に入りました。議事日程によりまして、会議録署名議員の指名、会期の決定、広域連合長の提出議案の説明がございました。

当日付議されました議案は、平成 30 年度桜井宇陀広域連合一般会計歳入歳出決算認定、ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出決算認定、介護保険特別会計歳入歳出決算認定の 3 件でございました。監査委員の審査意見や関係資料をつけて認定に付されました。採決の結果、各会計決算は原案どおり認定を致しました。今期定例会に提出されました各議案の概要について簡略に報告をいたしたいと思います。

認第 1 号の一般会計決算おきましては、歳入総額 1,441 万 8,570 円、歳出総額 1,179 万 4,372 円でございます。差引額及び実質収支額ともに 262 万 4,198 円で、その黒字額を令和元年度へ繰り越すことになりました。なお、この会計の主な執行経費は、広域連合の運営費、並びに障害支援区分認定審査会運営経費となっております。

次に、認第 2 号のふるさと市町村圏基金特別会計決算についてでございますけれども、歳入総額 1,050 万 6,011 円、歳出総額 637 万 1,022 円で、差引額及び実質収支額とも 413 万 4,989 円となり、その黒字額を令和元年度へ繰り越すことになりました。

歳入では、構成 4 市村からの負担金が 400 万円、基金運用益及び預金利息が 337 万 4,714 円、平成 29 年度からの繰越金 245 万 5,277 円及び諸収入はスポーツ振興宝くじ助成金等で 67 万 6,020 円となっております。

歳出では、当初計画に基づき、歴史・文化・観光などの情報発信や、ふるさ

と振興事業など、圏域の発展や活性化に向けた事業費 637 万 1,022 円となっております。

次に、認定第 3 号介護保険特別会計決算では、歳入総額 5,679 万 2,827 円、歳出総額 4,932 万 34 円で、差引額及び実質収支額ともに 747 万 2,793 円となり、その黒字額を令和元年度へ繰り越すことになりました。

この会計の歳入は、構成市村からの負担金 4,900 万円、平成 29 年度からの繰越金 772 万 5,464 円、諸収入 6 万 7,363 円でございます。歳出につきましては、介護保険法に基づく介護認定審査会運営経費、及び担当職員の給与などとなっております。なお、繰越金が多額になっておりますのは、3 年に一度、介護保険法の改正に伴うシステムの変更に対応するための経費にあてるため、その都度構成市村に対しまして新たな費用の負担を求めることなく対応していくためとのことでございます。

今回の定例会で、一般質問がございませんでした。当日提出された議案の審議を終え、午前 11 時 40 分に閉会いたしました。

なお、定例会に先立ちまして、午前 9 時 30 分から全体協議会が開催され、菊岡議長の招集のあいさつの後、事務局より本定例会の提出予定案件でもございます議案、平成 30 年度の桜井宇陀広域連合各会計歳入歳出決算及び事務事業概要などについて説明がありました。

以上、令和元年桜井宇陀広域連合議会第 2 回定例会の報告といたします。

◎諸般の報告（宇陀衛生一部事務組合議会）

○議長（山岡隆良君） 続いて、去る 11 月 25 日開催されました、宇陀衛生一部事務組合議会の報告を求めます。派遣議員吉田俊弘君。

○派遣議員（吉田俊弘君） 令和元年第 2 回宇陀衛生一部事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。開会日は、令和元年 11 月 25 日、宇陀市農林センターで行われました。組合議員 14 名、内 2 名欠席で、管理者 4 名で議会が行われました。

提出案件は、議事日程 10 件、議案 5 件、認定 1 件、同意 2 件で、日程第 1、会議録署名議員に 5 番山岡隆良議員、6 番宮下公一議員を指名しました。日程第 2、会期は、本日議事終了までとなりました。日程第 3 議案第 5 号、職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 4 議案第 6 号、宇陀衛生一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、日程第 5 議案第 7 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、日程第 6 議案第 8 号、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について、日程第 7 議案第 9 号、令和元年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出補正予算 1 号、補正前 1 億 1,665 万円の既定の歳入歳出予算総額に 480 万 7 千円を減額し、1 億 1,184 万 3 千円となりました。ちなみに、御杖村におきましては負担金合計で、37 万 8 千円の減額、財政調整基金繰入金で 14 万 4 千円の減額となりました。この理由は、以前まで行っておりました外注会計業務を職員で対応したことと、修繕費を職員で行い、医薬品の入札等の不用額等でこのような結果となりました。

続きまして、日程 8 認定第 1 号、平成 30 年度宇陀衛生一部事務組合一般会

計歳入歳出の決算について、歳入総額1億1,796万334円、歳出総額1億1,244万89円、差引額552万245円、実質収支額552万245円のプラスとなっております。

日程第9同意第1号、宇陀衛生一部事務組合監査委員の選任同意について、曾爾村伊賀見の坂井英治氏を選任されました。令和元年11月25日から。

日程第10同意第2号、宇陀衛生一部事務組合公平委員会委員の選任の同意について、御杖村菅野青海和豊氏、曾爾村今井田合秀和氏の2名、これも令和元年11月25日からの任命となっております。

以上日程10案件を質疑討論され、同意採決されました。以上で宇陀衛生一部事務組合議会の報告といたします。

◎諸般の報告（奈良県広域消防組合議会）

○議長（山岡隆良君） 続いて、去る11月25日に開催されました、奈良県広域消防組合議会の報告を求めます。派遣議員盛岡英成君。

○派遣議員（盛岡英成君） 議長の指名により、令和元年奈良県広域消防組合議会第2回定例会の報告をいたします。

去る11月25日午後3時、令和元年奈良県広域消防組合議会第2回定例会が招集されました。会議に先立ち、午後2時より全員協議会が開催され、管理者提出議案、市町村分担金の負担方法等についての検討、令和2年奈良県広域消防組合観閲式についての説明と報告がありました。

午後3時より本会議が開かれ、会期の決定、会議録署名議員の指名、議長諸報告、管理者行政報告があり、1名の議員の一般質問が行われました。

本定例会に付議された案件は、認定13件、補正予算1件、財産の取得1件、諮問1件の16議案です。

議案の内容と審議結果は、認定第1号、平成30年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、歳入総額19億8,162万2千円、歳出総額19億6,671万8千円、差引額1,490万4千円。認定第2号、平成30年度奈良県広域消防組合山辺消防事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額17億5,241万4千円、歳出総額17億1,590万8千円、差引額3,650万6千円。認定第3号、平成30年度奈良県広域消防組合桜井消防事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額8億2,369万7千円、歳出総額8億1,048万6千円、差引額1,321万1千円。認定第4号、平成30年度奈良県広域消防組合五條消防事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額9億4,113万3千円、歳出総額9億875万8千円、差引額3,237万5千円。認定第5号、平成30年度奈良県広域消防組合大和郡山消防事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額8億2,709万8千円、歳出総額8億759万8千円、差引額1,950万円。認定第6号、平成30年度奈良県広域消防組合西和消防事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額16億5,728万9千円、歳出総額16億986万8千円、差引額4,742万1千円。認定第7号、平成30年度奈良県広域消防組合宇陀消防事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額11億9,584万7千円、歳出総額11億7,180万9千円、差引額2,403万8千円。認定第8号、平成30年度奈良県広域消防組合葛城消防事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額5億2,851万6千円、歳出総額5億1,281

万7千円、差引額1,569万9千円。認定第9号、平成30年度奈良県広域消防組合吉野消防事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額6億9,620万1千円、歳出総額6億7,691万9千円、差引額1,928万2千円。認定第10号、平成30年度奈良県広域消防組合中和消防事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額27億4,916万円、歳出総額26億8,602万円、差引額6,314万円。認定第11号、平成30年度奈良県広域消防組合中吉野消防事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額9億6,219万8千円、歳出総額9億4,558万6千円、差引額1,661万2千円。認定第12号、平成30年度奈良県広域消防組合香芝・広陵消防事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額13億5,998万1千円、歳出総額13億3,096万円、差引額2,902万1千円。認定第13号、平成30年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額7,764万2千円、歳出総額7,293万1千円、差引額471万1千円。

以上認定第1号から第13号までの一般会計、特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定されました。

次に、議案第36号、令和元年度奈良県広域消防組合中吉野消防事業特別会計補正予算第1号について、歳入歳出それぞれ286万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ8億8,384万3千円とするものです。内容は、令和2年度に建設予定の大淀消防署仮設庁舎の建設設計業務委託料の増額補正となっています。審議結果は全会一致で可決されました。

次に、議案第37号、財産の取得について。財産を買い入れるため、地方自治法ならびに奈良県広域消防組合条例の規定に基づき、議会の議決を求めるもので、高規格救急自動車6台、契約金額は1億6,257万7,800円となっています。審議の結果、全会一致で可決されました。

次に、諮問第1号、退職手当支給制限処分に対する審査請求の採決について。行政不服審査法の規定による審査請求に関し、裁決をすることについて、地方自治法の規定により諮問がありました。詳細は割愛しますが、本案諮問に対し、審査請求人が請求した退職金支給制限処分の取り消しを求める審査請求の案件については、示された裁決書案に意見ない旨答申することに決定しました。

以上、令和元年奈良県広域消防組合議会第2回定例会の報告といたします。

◎諸般の報告（東宇陀環境衛生組合議会）

○議長（山岡隆良君） 続いて、去る11月29日開催されました、東宇陀環境衛生組合議会の報告を求めます。派遣議員古川芳明君。

○派遣議員（古川芳明君） それでは、ただいま議長から指名いただきました令和元年第2回東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告をいたします。

去る11月29日13時58分より、令和元年第2回東宇陀環境衛生組合議会定例会が東宇陀クリーンセンターにおいて開催されました。御杖村からは組合副議長として山崎議員、松岡議員、古川が出席いたしました。

組合議会定例会については、10名の出席で議会は成立し、その後、日程に基づき、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定を行い芝田管理者の挨拶の後、議事に入りました。

付議された案件は、議案第1号、東宇陀環境衛生組合会計年度任用職員給

与及び費用弁償に関する条例の制定について、認定第1号、平成30年度東宇陀環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について、同意第1号、東宇陀環境衛生組合公平委員会委員の選任同意について、以上3件が提案されました。

議案第1号については、令和2年度より各自治体の非正規職員に、会計年度任用職員制度が導入されることとなったため、当組合でも国の基準に従い条例に制定するものであります。

認定第1号については、平成30年度歳入総額1億7,950万7,172円、歳出総額1億7,625万1,048円の決算であります。

同意第1号につきましては、前任の公平委員の任期満了に伴い、後任の公平委員を選任するにあたり同意を求めるものであります。

以上3件が原案どおり全会一致により可決認定され、14時51分に閉会しました。以上、令和元年第2回東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告とさせていただきます。

◎諸般の報告（曾爾御杖行政一部事務組合議会）

○議長（山岡隆良君） 続いて、去る12月6日に開催されました、曾爾御杖行政一部事務組合議会の報告を求めます。派遣議員 葛城昌俊君。

○派遣議員（葛城昌俊君） それでは、令和元年12月曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。去る12月6日10時より令和元年12月曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会が御杖村役場三階会議室において開催されました。曾爾村からは組合議長として木治議員、組合議員として萩原議員、東口議員が出席、御杖村からは組合議員として木村議員、盛岡議員、私葛城が出席いたしました。

組合議会定例会については、6名の出席で議会は成立し、その後日程に基づき、会議録署名議員の指名で3番木村議員、4番萩原議員が指名されました。会期を1日間とし、木治議長の進行で議事に入りました。

付議された案件は、第1号議案、曾爾御杖行政一部事務組合パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、第2号議案、曾爾御杖行政一部事務組合フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定、第3号議案から第7号議案については、曾爾御杖行政一部事務組合職員に関する条例の一部改正について、認定第1号、平成30年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、第8号議案、令和元年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算補正第1号について、以上9件の議題が提出されました。

第1号議案、2号議案については、パートタイム・フルタイム会計年度任用職員の条例制定が可決され、第3号議案から第7号議案については、条例の一部改正が可決されました。

認定第1号については、歳入総額3,810万9,967円、歳出総額は、3,652万1,048円となり実質収支ともに158万8,919円の黒字となり、単年度収支は27万8,710円の黒字となりました。

第8号議案については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,686万4千円となりました。

以上9件が原案どおり全会一致で可決及び認定され、閉会しました。以上で、

曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告といたします。

○議長（山岡隆良君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第4、行政報告を行います。

村長から就任2期目にかかる所信表明の申し出がありましたので、これを許可します。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 12月定例会にあたりまして、行政報告という貴重なお時間をいただき、私の所信を表明させていただきます。

私は去る11月17日執行の村長選挙におきまして、議員皆様方をはじめ、多くの村民、また関係各位の皆さまの絶大なるご支援をいただき、2期目の当選をさせていただくことが出来ました。その重責に対し身の引き締まる思いをいたしております。

今回の選挙を通じ、村民皆さまと直接お会いする機会を得、また課題や要望を改めて知ることが出来ました。実際に、若者がいない、村民の姿が見られないなど、屋外に出たくても出られないお年寄りが大勢いるのではと、本村の過疎化の進行を痛切に感じたところです。本村が直面する数々の行政課題につきまして、「住み続けたい御杖村へ」「生き生きと暮らす村づくり」を目指して、議員皆様方の更なるご支援とご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

さて、我が国の経済情勢は、政府月例経済報告では「現在景気は緩やかに回復している」と言われているものの、米中の貿易摩擦は未だ解決しておらず、英国のEU離脱の行方、消費税引き上げ後の経済状況等を注意深く見守る必要があるところです。本村においても、12月現在の人口は、1590人と4年間で200人以上が減少しており、高齢化率も4年間で5%上昇し、57.1%となっております。令和12年には、人口は1000人強、うち7割近くが高齢者という状況が推計されます。

少子高齢化、農林業の衰退、地域コミュニティの衰退、空き屋や耕作放棄地の増加など喫緊の諸課題が、山積みしております。

こうした中、本村では現在来年度からの「第四次総合計画」及び「第二期総合戦略」を策定中で、中長期の視野に立った計画に基づき施策展開を推進していきます。

まず、基幹産業であります農林業の振興です。本村に定着していたビニールハウス栽培による軟弱野菜栽培は、高齢化の波を受け、規模が年々縮小し、生産額も減少しております。農業生産者への様々な支援とともに、後継者への積極的な支援を進めます。具体的には、従来からのビニールハウス設置助成を引き続き行うとともに、共同作業による農地保全対策を拡充し、認定農業者への独自の担い手加算を行います。地域おこし協力隊の募集は、今後も積極的に行い、本村定住に向けた支援施策を継続します。農地荒廃への取り組みは、現在の農業法人への支援を強化しつつ、新たな農地保全のための組織及び制度を検討していきたいと思っております。

林業においても、先の見えない木材価格の低迷により衰退し、後継者の育成が滞っています。除間伐など適正な管理がされていない山林が増えてきています。

このまま放置すれば、全国で発生しています地震や集中豪雨、超大型台風による大災害と同様の災害が、山林崩壊により本村でも発生するリスクが高まることも予想されます。

地域おこし協力隊の更なる受け入れを進めるとともに、自伐型林業を含めた、林業で生活できる環境づくり、また除間伐を含めた森林整備を国が進める森林環境税を利用しながら、取り組みを進めていきます。

次には、安全・安心の村づくりです。今後起きる可能性の高い南海トラフ巨大地震など大規模災害に備え、避難所の耐震化を年次的に進めるとともに、村民の防災意識向上のため、防災訓練の継続実施と、啓発に努め、高齢者や障害者など避難弱者の対策について検討し、災害時の被害軽減に努めます。村民の命をつなぐドクターヘリの発着場の増設も視野に入れながら、防災力の向上を目指します。

村内簡易水道の管路老朽化による更新につきましても、現在工事中の桃俣地区をはじめ、利用開始年次を考慮し、順次計画的に進めていきます。

村内道路整備については、白髪線、井出谷太良路線の改良を進めるとともに、橋梁の長寿命化、災害防除工事を進め、災害に強い村づくりを進めます。

さらに村民が安心して暮らしていくためには、衣食住の充実が欠かせません。特に食の部分では、村内商店が高齢等により、減少しております。車を使えない高齢者のためにも、買い物拠点等の検討・整備が必要と感じています。

次に、未来を担う人づくりです。現在、施設一体型の小中一貫教育を進めるため、現中学校の大規模改修を設計中です。教育環境を整え、未来ある子どもたちを育てて行くことは、私たちの使命と考えております。村の宝である子どもたちに、豊かな人間性・社会性の育成と学力の向上を目指し取り組みを進めています。特にきめ細やかな指導と専門的な指導のもと、9年間の系統的なカリキュラムで効率的な教育を行い、新しい時代を切り開く心豊かな子どもの育成を目指します。

人材育成塾についても、今後に求められる人材となれるようこれからも推進していきたいと思えます。教育や文化のない村は、今後の発展を望めない、住み続けたい村とはならないのではないのでしょうか。

次に、いきいきと暮らせる福祉の村づくりです。高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい人生を全うできる社会を目指して、考えられた制度が、地域包括ケアシステムです。「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制の構築が急務となっております。本村では特に在宅系サービスの充実のため、地域包括支援センターと村内入所施設、地域住民が一体となる取り組みを進めます。

いつまでもいきいきと、元気で暮らせるよう、健康づくりや各種健診事業の推進、介護予防の取り組みは、非常に重要で福祉の村づくりの根幹を成すものです。特定健診等受診の啓発はもちろん、「筋力アップ教室」「いきいき百歳体操」「元気にしとる会」など今後も積極的に取り組んでいきます。

また、御杖村では、地域コミュニティが衰退してきており、再構築の必要性を感じています。地域コミュニティとは、地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのことで、区や常会、地域づくり団体など様々な団体をいいます。過疎、高齢化、核家族、個人の価値観の多様化等により、地域を支える人材が不足して、村民同士のつながりが希薄になっています。地域コミュニテ

ィの低下は、地域での子育て機能の低下、火災や地震時の地域防災機能の低下、祭りや年中行事の継続困難による地域文化の衰退、行政からの情報伝達、調整機能の低下を招いており、村民同士が互いに支え合う「地域の絆」の再生が、いきいきと元気で暮らせる一歩と考えております。

最後に、地域資源の活用についてです。本村の地域資源は、やはり本村面積の9割を占める山林であり、緑豊かな自然環境、歴史文化の財産などです。具体的な活用については、木材加工品、キャビンの販売や既存観光施設である道の駅、三峰山、青少年旅行村、三季館など運営全般について、地域商社で総合的に運営する計画です。さらに、歴史的な価値がある伊勢本街道についても整備を進めるとともに、国への史跡登録を進めていきたいと思っております。

少子高齢化などの諸問題は、一朝一夕で解決できる問題ではありません。130年の歴史を刻むこの御杖村を将来にわたって、村民が生き生きと暮らせる村にしていくために、村民の声を聞きながら、やる気と行動力をもって、諸問題解決に邁進する所存です。議員皆様方におかれましても、貴重なご意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山岡隆良君） これで行政報告を終わります。

◎一般質問

葛城昌俊君①「村長選における公約の進めについて」

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第5、一般質問を行います。通告に基づき、発言を許可します。

葛城昌俊 君。

○1 番（葛城昌俊君） 議長の許可をいただきましたので、私からの一般質問をさせていただきます。

まず、11月17日2期目の村長当選おめでとうございます。ただ今、2期目の村長の所信表明をお聞きしました。そして、村長が選挙戦において、産業の振興・安全安心のむらづくり・未来を担う人づくり・いきいきと暮らせる福祉のむらづくり・地域資源の活用と、5つの公約をたてられました。その中から私が気になる点を質問させていただきたいと思っております。

まず、安心安全の村づくりより、買い物拠点の検討整備を進めるとありますが、コンビニの整備をお考えなのでしょうか。さて、買い物拠点の検討整備に関してどのような計画でどのような目標設定を掲げて何年後を目途に整備を進めていくのでしょうか。

また、地域資源の活用の中から、観光施設・道の駅等の効率的な運営を図り、地域資源の活用を推進するため、地域商社・株式会社みつえの立ち上げとは、どのような計画をお持ちなのでしょうか。将来は、どのようなかたちで運営をされるのでしょうか。この地域商社の立ち上げによる雇用促進と活性化対策をお聞かせいただきたいと思っております。以上です。

○議長（山岡隆良君） 答弁を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） ただ今の葛城議員のご質問について答えさせていただきます。御杖村の高齢化率は、現在57.1%となっており、一人暮らしの世帯も多く、

車の運転も出来ない買い物に不便を感じている方が増えてきていると思われます。こうしたことから、買い物拠点の整備は重要であると考えますが、コンビニの誘致については採算性も含め大変厳しいのではないかと思いますので、日用雑貨、食料品等の販売拠点を確保するとともに、宅配サービスも行えるよう検討を行っていきたいと考えております。村内には、小売業の方もおられることから、十分な協議を行い理解を得る必要があるとも考えております。

また、地域商社、株式会社みつえにつきましては、本村の観光事業の中核施設であります道の駅や青少年旅行村、三季館等のさらなる活性化・活用を進め、健全な経営が出来る環境を整えるためにも必要であると考えております。将来的には、木材加工品、キャビンの販売や、できれば買い物拠点の運営にも関わっていただければと考えております。これによって、雇用の促進にもつながるものと思っております。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（山岡隆良君） 葛城議員。

○1 番（葛城昌俊君） 自席のほうから失礼いたします。今答弁いただきましたが、そういう今の答弁では、村長がこういうふうに行きたいとそれは分かるんですが、中身というか、何年後を目途に、先ほどもはじめの質問で聞かせていただきましたけれども、雇用の促進とか何名例えばですけれど、何人を目標にとか、そういうのも聞かせていただきたいんですがいかがでしょうか。

○議長（山岡隆良君） 伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 年数の目途についてですけれども、ここで1年後2年後ということは、ちょっと即答はできかねます。ただし、あくまでもこれは待たなしの状況であるというように思っております。早期に関係者と協議を重ねましたうえで、取りかかれるようにやっていきたいと考えております。

また、雇用についてありますけれども、何名というかたちでの返答は難しいわけですが、経営がうまくいけるようにということと、やはりこれによって雇用が生まれなければ意味もないと思っておりますので、そこにつきましても、何名かの雇用が確保できるようにということは考えて行きたいと思っております。

○議長（山岡隆良君） 葛城議員。

○1 番（葛城昌俊君） 自席から失礼します。村長の今のこの本会議で言われることも分かるんですが、もうちょっと中身的なもの、今は言えないとおもいますが、今一度何かの会議で、職員さんともいろいろ話していただき、そして近日中というか、その時には目標設定を中身を決めてもらってから、聞かせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（山岡隆良君） 伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） おっしゃるとおり、目標設定というのは大変重要なものであるというように思っております。内部で検討の上、早期にお示しできるようにしたいと思っておりますので宜しくお願いしたいと思います。

葛城昌俊君②「小中一体型施設の有効活用施策について」

○議長（山岡隆良君） 続いて、葛城昌俊君の2問目の、発言を許可します。

葛城昌俊 君。

○1 番（葛城昌俊君） 続きまして、議長の許可をいただきましたので、次の質問を

させていただきます。また、村長選においての公約の中から、未来を担う人づくりの中で、施設一体型の小中一貫教育を進めるため、現中学校の大規模改修をおこなうとありますが、今後この校舎を永く利用するためには、子育て世代の人口増大・児童生徒の確保など、これからの御杖村の課題として、問題があると思われま。また、先ほども村長が所信表明で申されましたが、教育の観点から見ても、未来を担う人づくりとして魅力のある教育を目指していただきたいと思。います。

さて、児童生徒を増やすための方策は、どのような計画をお持ちでしょうか。村長の計画をお聞かせいただきたいと思。います。以上です。

○議長（山岡隆良君） 答弁を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） ただ今のご質問ですけれども、施設一体型の小中一貫教育を進めるため、現在、中学校の大規模改修を設計中ですが、今後、この校舎を永く利用するためには、児童生徒の確保についてどう考えているのかとのことですが、村の宝であります子どもたちの教育環境を整え未来ある子どもたちを育てて行くことは、私たちの使命と考えております。校舎の改修だけでは、児童生徒の確保は厳しいと思。いますが、今年 3 月に完成しました子育て世代向けの住宅には乳幼児のおられる世帯の入居もあります。また現在、保育料や給食費の無償化をおこなっており、これらの継続、それから人材育成塾のさらなる推進を図り、今後とも子育てにやさしい村づくりを目指していきたく思。っているところでござ。います。

○議長（山岡隆良君） 葛城昌俊君。

○1 番（葛城昌俊君） 自席のほうから失礼致します。今の村長の答弁で、今答弁されたのは今まで、またこれからもやっていく施策だと思。います。私が聞きたいのは、これからまた新しくどのようにして人に定住してもらい、子育て世代の定住、そしてまたその永く利用するために子どもをどういうふうに集めるかということを知りたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（山岡隆良君） 伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） なかなか、すぐにそうしたら子どもを集める施策はあるかないかということになると大変難しいところがございます。基本今までやってきたように、うちの村に住んでいただくということがありますよということやってきた施策でございます。そうした中で、それが中々実績として極端には上がっていないところもござ。います。ただし、一番はやはりこの村で、住んでもらうためにはここから通う仕事のことも必要になってくると思。います。というのは、村で仕事をこしらえるということになりますと、やはり農林業が主体になってくるのではないかなというなかから、子育て世代をどのようにここで増やすかということにつきましては、大変難しい問題がござ。います。今までやってきた中で、たとえば道路の改良を進めていく、それから住む環境を良くしていく、こういうことについて取り組んで行くべきではないかなというように考えております。

○議長（山岡隆良君） 葛城昌俊君。

○1 番（葛城昌俊君） 今の村長のお答えも分かるのですが、私の今までこういうことをやってきた施策、そしてまた住んでもらうためにもっと村長をはじめ役職の方々に、この御杖をもっと PR して行って住んでいってもらえるような施策をまた考えていただき、全国に PR して行ってもらいたく思。いますので、そういう方向

性も考えてもらいたいと思います。以上です。

○議長（山岡隆良君） 伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） その部分につきましては、私どもも今までの発進力の弱さというのは感じております。そうした中では、ホームページの構築も進めております。いろんな機会を通じて村の魅力の発信ということには今後とも努めていかなければならないというように思っているところです。

○1 番（葛城昌俊君） 以上で。

○議長（山岡隆良君） 以上で一般質問を終わります。

休憩・再開

○議長（山岡隆良君） ただ今より、11 時 5 分まで暫時休憩ということで、休憩時間を取らせていただきたいと思います。再開は、11 時 5 分です。よろしくお願いいたします。

（10 時 59 分 休憩）

（11 時 05 分 再開）

○議長（山岡隆良君） それでは、開議前に引き続き会議を再開致します。

◎承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度御杖村一般会計補正予算（第 3 号））〔上程、説明、質疑、付託〕

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 6、承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案は、歳入歳出予算それぞれに 200 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 6,500 万 9 千円とするものでございます。内容は、みつえ温泉の温泉水送水ポンプの入れ替えのため、必要経費 200 万円を施設運営補助金に増額するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山岡隆良君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第 3 号）は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 36 号、御杖村犯罪被害者等支援条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 7、議案第 36 号、御杖村犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

本案については、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。

提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、犯罪被害者等基本法の規定に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本理念及び必要な事項を定めるため、本条例を新たに制定するものでございます。よろしくお願ひいたします。

詳細につきましては、総務課長から説明を申し上げます。

○議長（山岡隆良君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田辰猪君） 本条例制定につきましては、犯罪被害者等基本法の規定に基づきまして、第 1 条において、目的として、犯罪被害者等が必要とする施策の推進、犯罪被害者等の被害回復及び軽減、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを述べております。第 3 条では、犯罪被害者等の権利の尊重、施策の実施等についての基本理念を述べております。また、第 4 条、第 5 条では、村及び村民等の責務を述べ、第 7 条では、遺族見舞金 30 万円、傷害見舞金 10 万円の見舞金の支給を定めております。

附則においては、この条例が令和 2 年 4 月 1 日からの施行日と定め、第 7 条の見舞金の適用につきましても施行日以降と定めております。

以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

木村議員。

○6 番（木村忠雄君） ただ今、犯罪被害者条例の内容説明がございましたが、第 7 条で、村は犯罪被害者等に対し、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める見舞金を支給するものとする項目がありますが、これは内容によっては被害者側も大きな事象も起きてまいりますので、ただ単に金額を示してしまつたのでは、例えば、犯罪者に殺害されるとか、そういうような大きな事象が起きたときには、これだけでは対応できないように思いますが、提案者としては、如何なものか、そのことに関してどう考えるかそれを伺います。

○議長（山岡隆良君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田辰猪君） 遺族見舞金につきましては、犯罪によりまして、死亡等の方に 30 万円というふうなことで、それから傷害を受けた場合について 10 万円ということで、定めております。これの金額につきましては、御杖村だけがこの低い金額ではなしに、奈良県下、今、大体 6 割から 7 割程度の市町村が定めておるわけですが、金額につきましては、市町村どことも同一金額となっております。ですので、足並みを合わせるというわけではありませんが、同一金額の 30 万円と 10 万円がこの条例を、上程させていただいたわけです。以上です。

○議長（山岡隆良君） 木村議員。

○6 番（木村忠雄君） 国も実は、こういうことの定めがございまして、全く見知らぬ者に理由もなく殺害された場合なんかは、国は死亡者に対しては、500 万円の補償ということが、はっきり法律で明記されておりますので、そのことも考えなが

らやはり、今後においては、今はいいとしても、今後においては、この条例に関しては、少し変更をしていく必要があるように思いますので、私の提案としては、変更ということをお願いしたいと思います。以上です。

- 議長（山岡隆良君） 伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 議員おっしゃいますように、色々と家族構成等を考えた場合には、それで良いかどうかという問題はあろうかと思いますが、国の制度もあり、村としては、近隣市町村との整合性も取りながらという形を考えさせていただきましたので、先ずこれで承認をお願いしたいと思っております。
- 議長（山岡隆良君） 木村議員。
- 6番（木村忠雄君） このことには、承認はいたしますが、村として国の被害者救済制度があるということを村民が周知できるようにやはり徹底していく必要があると思いますので、そのことを併せてこの条例と並行して考えていくべきかと思えます。以上です。
- 議長（山岡隆良君） 他に質疑はございますでしょうか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
日程第7、議案第36号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
（全員／起立）
- 議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第36号、御杖村犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号、御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第8、議案第37号、御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを議題とします。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。
伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たな会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、対象職員の給与等について必要な事項を定めるため、本条例を新たに制定するものでございます。
詳細につきましては、総務課長から説明申し上げます。
- 議長（山岡隆良君） 藤田総務課長。
- 総務課長（藤田辰猪君） 現在の非正規職員、いわゆる非常勤職員若しくは臨時職員の適切な運用を確保することを目的として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律によりまして、新たな会計年度任用職員制度が創設された

ことにより、会計年度任用職員の任用、服務規律等が整備されました。このため、本村においても対象職員を会計年度任用職員として位置づけるため、当条例を制定し、給与の支給等について規定するものでございます。フルタイム会計年度任用職員とは、就業時間が週 38 時間 45 分以上のフルタイム職員のことでございます。

具体的には、第 1 条でフルタイム会計年度任用職員の給与に関する必要な事項を定める趣旨を述べ、第 2 条、第 3 条で具体的な給料の支給を定め、第 4 条で職務の内容、第 5 条で給料表の号給の決定者を定めております。第 7 条から第 15 条につきましては、各種手当の支給を定めております。本条例の施行期日は令和 2 年 4 月 1 日からでございます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第 8、議案第 37 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 37 号、御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 38 号、御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 9、議案第 38 号、御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましても、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たな会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、対象職員の給与等について必要な事項を定めるため、本条例を新たに制定するものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明申し上げます。

○議長（山岡隆良君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田辰猪君） 前条例と同様、非正規職員の適切な運用を確保することを目的として地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たな会計年度任用職員制度が創設されたことによりまして、会計年度任用職員の任用、服務規律等が整備されたことによりまして、本村におきましても対象職員

を会計年度任用職員として位置づけるため、当条例を制定し、給与の支給等について規定するものです。パートタイム会計年度任用職員とは、就業時間が週38時間45分未満のパートタイム職員のことでございます。

第1条、第2条におきまして、趣旨、定義を述べ、第3条におきまして、月額報酬額、日額報酬額、時間報酬額の算定方法をそれぞれ定めております。第4条から第6条には、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務の基準に基づき報酬を支給することを定めております。第7条では、期末手当の支給及びその割合を定め、第8条において、報酬の支払い方法を定め、第12条、第13条では、通勤、出張の各費用の支給を定めております。施行期日は、令和2年4月1日でございます。

以上、ご審議よろしくお願いたします

- 議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありますか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
日程第9、議案第38号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
（全員／起立）
- 議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第38号、御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第39号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について〔上程、説明、 質疑、討論、採決〕

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第10、議案第39号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。
伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たな会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、規定の整備を行うため、関係条例の整備を行うものでございます。
詳細につきましては、総務課長から説明を申し上げます。
- 議長（山岡隆良君） 藤田総務課長。
- 総務課長（藤田辰猪君） まず第1条で、御杖村人事行政運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を上げております。この条例の第3条の報告事項には、報告対象となる職員から、非常勤職員を除いておりますが、フルタイム会計年度任用職員は報告の対象となることの改正でございます。続いて第2条では、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正として、第3条の懲戒による減

給の対象職員に、会計年度任用職員を追加し、その報酬を対象とすることの改正でございます。続いて第3条では、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正としまして、この条例第19条の見出し及び同条本文中の臨時又はを削除する改正でございます。続きまして第4条では、職員の育児休業等に関する条例の一部改正としまして、育児休業中の職員の勤勉手当の支給及び育児休業からの職務復帰後の号給調整につきまして、会計年度任用職員を適用除外とする改正でございます。続いて第5条では、特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正としまして、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、条例中の地域おこし協力隊及び大字事務嘱託、大字事務嘱託代理を削除いたします。地域おこし協力隊は会計年度任用職員に移行し、大字事務嘱託及び大字事務嘱託代理は、別に規定をいたします。施行日は、令和2年4月1日からでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

- 議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 7番、盛岡議員。
- 7番（盛岡英成君） 第5条の特別職で、いわゆる区長さん、副区長さんを、別に設けるといふことなんですけれども、どこで設けるのかを。
- 議長（山岡隆良君） 藤田総務課長。
- 総務課長（藤田辰猪君） これにつきましては、規則で設けていきたいと考えております。以上でございます。
- 議長（山岡隆良君） 7番、盛岡議員よろしいですか。
- 7番（盛岡英成君） はい。
- 議長（山岡隆良君） 他に質疑ありますか。
- 議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありますか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
日程第10、議案第39号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
（全員／起立）
- 議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第39号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第11、議案第40号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たな会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の休暇の範囲を定める等の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明を申し上げます。

○議長（山岡隆良君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田辰猪君） 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律によりまして、新たな会計年度任用職員制度が創設されたことによりまして、会計年度任用職員の休暇期間について、任期の範囲内とするものでございます。また、奈良県条例を参考に、降給の種類、降格の事由、降号の事由等を追加修正し、失職の例外として第 11 条で通勤途上の過失による交通事故に係る罪を加え、その他文言の修正をするものでございます。第 1 条の改正につきましては、公布の日から施行し、第 2 条の改正は令和 2 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上、ご審議をよろしく願います。

○議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第 11、議案第 40 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 40 号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 41 号、御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 12、議案第 41 号、御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、令和元年の人事院勧告に基づき改正された特別職の国家公務員の給与改訂に準じ、議会議員の期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明を申し上げます。

○議長（山岡隆良君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田辰猪君） 令和元年の人事院勧告に基づきまして改正されました特別職の国家公務員の給与改訂に準じまして、議会議員の期末手当の支給月数

を引き上げるものでございます。

具体的には、期末手当の年間支給率 3.35 ヶ月を 3.4 ヶ月に 0.05 ヶ月引き上げるものでございます。令和元年 12 月支給分につきましては、現行 1.675 ヶ月を 0.05 ヶ月引き上げ 1.725 ヶ月といたします。また、令和 2 年の年間支給率は 3.4 ヶ月と変更はなく、6 月期と 12 月期同率のそれぞれ 1.7 ヶ月とするものでございます。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

- 議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。日程第 12、議案第 41 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。（全員／起立）
- 議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 41 号、御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 42 号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第 13、議案第 42 号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましても、令和元年の人事院勧告に基づき改正された特別職の国家公務員の給与改訂に準じ、特別職の期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明を申し上げます。
- 議長（山岡隆良君） 藤田総務課長。
- 総務課長（藤田辰猪君） 令和元年の人事院勧告に基づきまして改正されました特別職の国家公務員の給与改訂に準じまして、特別職の期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。

具体的には、期末手当の年間支給率 3.35 ヶ月を 3.4 ヶ月に 0.05 ヶ月引き上げるものでございます。令和元年 12 月支給分につきましては、現行 1.675 ヶ月を 0.05 ヶ月引き上げて 1.725 ヶ月といたします。また、令和 2 年の年間支給率は 3.4 ヶ月と変更はなく、6 月期と 12 月期同率のそれぞれ 1.7 ヶ月とするものでございます。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

- 議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
日程第 13、議案第 42 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
（全員／起立）
- 議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 42 号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 43 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、 採決〕

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第 14、議案第 43 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。
伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、令和元年の人事院勧告に基づき改正された一般職の国家公務員の給与改訂に準じ、本村一般職の職員給与等を改正し、また成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正、さらに会計年度任用職員制度導入に伴う改正となっております。
詳細につきましては、総務課長から説明を申し上げます。
- 議長（山岡隆良君） 藤田総務課長。
- 総務課長（藤田辰猪君） 第 1 条におきまして、令和元年の人事院勧告に基づきまして改正されました一般職の国家公務員の給与改訂に準じまして、本年 4 月 1 日から行政職給料表及び医療職給料表を改正し、同じく勤勉手当を 100 分の 92.5 を 100 分の 97.5 に引き上げるものでございます。また第 2 条におきまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、地方公務員法が改正されまして、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定を設けている各制度につきまして、個別に審査・判断をする仕組みに移行したものでございます。第 3 条におきましては、令和 2 年 4 月 1 日からの住居手当及び勤勉手当を改正し、会計年度任用職員制度導入に伴う文言の修正となっております。
以上、ご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第 14、議案第 43 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第 43 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 44 号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長(山岡隆良君) 次に、日程第 15、議案第 44 号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君) 本案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正でございます。

詳細につきましては、総務課長から説明を申し上げます。

○議長(山岡隆良君) 藤田総務課長。

○総務課長(藤田辰猪君) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、地方公務員法が改正され、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定を設けている各制度につきましては、個別に審査・判断する仕組みに移行したものでございます。

以上でございます。

○議長(山岡隆良君) これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第 15、議案第 44 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(山岡隆良君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第 44 号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 45 号、御杖村印鑑条例の一部を改正する条例の 制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 16、議案第 45 号、御杖村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、総務省からの印鑑登録証明事務処理要領の一部改正の通知に従い、文言を修正するものでございます。

詳細につきましては、住民生活課長から説明を申し上げます。

○議長（山岡隆良君） 片岡住民生活課長。

○住民生活課長（片岡保昌君） 議案第 45 号、御杖村印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明させていただきます。住民票やマイナンバーカード等への旧の氏を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されました。この政令改正は、社会において旧姓を使用しながら活動している助成が増加している中、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくなるよう行われたものでございます。この改正により、旧氏を住民票に記載したものが、旧氏を表す印を印鑑登録することができるよう文言の追加並びに修正を行うものでございます。

以上ご審議よろしく申し上げます。

○議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第 16、議案第 45 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 45 号、御杖村印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 46 号、御杖村乳幼児医療費助成条例の全部を改正する条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 17、議案第 46 号、御杖村乳幼児医療費助成条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、制度変更により、乳幼児医療費助成を子ども医療費助成に名称変更し、奈良県の福祉医療制度における現物給付方

式の導入により、必要箇所を修正のため、全部改正をするものでございます。

詳細につきまして、住民生活課長から説明を申し上げます。

○議長（山岡隆良君） 片岡住民生活課長。

○住民生活課長（片岡保昌君） 議案第 46 号、御杖村乳幼児医療費助成条例の全部を改正する条例の制定につきまして、説明させていただきます。奈良県の福祉両助成制度の名称変更により、乳幼児医療費助成条例を子ども医療費助成条例に名称変更し、奈良県の福祉医療制度において現物給付方式が導入されたことによりまして、条例を全部改正するものでございます。現物給付の導入内容につきましては、出生の日から 6 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子どもの医療費に対し行われるもので、対象者が奈良県内の医療機関で受診し且つ医療保険が適応される場合においては、窓口での個人負担が不要となるものでございます。以上ご審議、よろしく申し上げます。

○議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第 17、議案第 46 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 46 号、御杖村乳幼児医療費助成条例の全部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 47 号、御杖村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 18、議案第 47 号、御杖村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、奈良県ひとり親家庭等医療費助成事業の一部制度変更により、必要な改正を行うものでございます。

詳細につきまして、住民生活課長から説明を申し上げます。

○議長（山岡隆良君） 片岡住民生活課長。

○住民生活課長（片岡保昌君） 議案第 47 号、御杖村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明させていただきます。

奈良県の福祉医療制度において現物給付方式が導入されたことに伴いまして一部改正並びに文言整理を行うものでございます。現物給付の導入につきましては、出生の日から 6 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの期間にある子

もの医療費に対して行われるものでございます。対象者が奈良県内の医療機関で受診し且つ医療保険が適用される場合におきましては、窓口での個人負担が不要となるものでございます。以上ご審議よろしく申し上げます。

- 議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
日程第 18、議案第 47 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
（全員／起立）
- 議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 47 号、御杖村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 48 号、御杖村心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

- 議長（山岡隆良君） 次に、日程第 19、議案第 48 号、御杖村心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。
伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、奈良県心身障害者医療費助成事業の一部制度変更により、必要な改正を行うものでございます。
詳細につきましては、住民生活課長から説明を申し上げます。
- 議長（山岡隆良君） 片岡住民生活課長。
- 住民生活課長（片岡保昌君） 議案第 48 号、御杖村心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明させていただきます。
前条例の一部改正と同じ内容で、奈良県の福祉医療制度において現物給付方式が導入されたことにより一部改正、文言整理を行うものでございます。現物給付の導入につきましては、出生の日から 6 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子どもの医療費に対して行われるもので、対象者が奈良県内の医療機関で受診し、医療保険が適用される場合は窓口での個人負担金が不要となるものでございます。以上ご審議よろしく申し上げます。
- 議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第 19、議案第 48 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(山岡隆良君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第 48 号、御杖村心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 49 号、御杖村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

- 議長(山岡隆良君) 次に、日程第 20、議案第 49 号、御杖村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長(伊藤収宜君) 本案につきましては、子ども子育て支援法の一部改正により、必要な文言の修正を行うものでございます。

詳細につきましては、保健福祉課長から説明を申し上げます。

- 議長(山岡隆良君) 廣尾保健福祉課長。

- 保健福祉課長(廣尾真貴子君) 議案第 49 号、御杖村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

この条例は、子ども子育て支援法の規定に基づきまして、子どもの年齢と保護者の就労状況等に応じて保育の必要性の認定基準に関し必要事項を定めたものです。第 20 条はこれまでどおり保育所に入所するときに行っております教育保育給付認定に関するものです。今回追加いたします第 30 条の 5 につきましては、令和元年 10 月からスタートしました保育の無償化に伴いまして入所していない待機児童が利用する一時預かり保育をおこなう場合にも保育の必要性の認定基準を行うというものです。ご審議の程よろしくお願いいたします。

- 議長(山岡隆良君) これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第 20、議案第 49 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(山岡隆良君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第 49 号、御杖村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

**◎議案第 50 号、御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕**

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 21、議案第 50 号、御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、児童福祉法の一部が改正されたことにより、必要な改正を行うものでございます。

詳細につきましては、保健福祉課長から説明を申し上げます。

○議長（山岡隆良君） 廣尾保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣尾真貴子君） 議案第 50 号、御杖村家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。今回改正します御杖村家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条令第 23 条第 2 項第 2 号は、保育ができる職員について定めた内容です。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことにより、成年被後見人が保育士等といった資格や地位を失うという欠格条項が削除されました。それに伴い、引用している号を改正するものです。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（山岡隆良君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第 21、議案第 50 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 50 号、御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

**◎議案第 31 号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第
2 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕**

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 22、議案第 51 号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第 4 号）の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案は、歳入歳出予算それぞれに 409 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 6,910 万 8 千円とするものでござ

います。今回の主な補正の内容は、財政調整基金への積立、また人件費等の補正でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山岡隆良君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 51 号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第 4 号）の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 52 号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 23、議案第 52 号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれに 150 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,071 万 8 千円とするものでございます。今回の主な補正の内容は、桃俣配水管更新工事に伴います変更増額分でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山岡隆良君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 52 号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

**◎議案第 53 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計
補正予算(第 3 号)の議定について〔上程、説明、質疑、
付託〕**

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 24、議案第 53 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案は、事業勘定の歳入歳出予算総額にそれぞれに 185 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2,767 万 6 千円とするものでございます。今回の主な補正の内容は、制度改正によるシステム改修でございます。

また、診療施設勘定は歳入歳出予算総額にそれぞれに 256 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,003 万 4 千円とするものでございます。今回の主な補正の内容は、合田医師の代替医師賃金等の減額によるものでございます。

よろしくご審議をお願い致します。

○議長（山岡隆良君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 53 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

**◎議案第 54 号、令和元年度御杖村介護保険特別会計補正
予算(第 3 号)の議定について〔上程、説明、質疑、付
託〕**

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第 25、議案第 54 号、令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案は、歳入歳出予算それぞれに 195 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 9,703 万 1 千円とするものでございます。今回の補正は、交付金交付による増額でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（山岡隆良君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 本案については、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたと思います。
 ご異議ありませんか。
 （「異議なし」の声あり）
- 議長（山岡隆良君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 54 号、令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎散会の宣告

- 議長（山岡隆良君） 以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。
 次回の本会議は、12 月 17 日、午前 10 時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

（12 時 04 分 散会）

第 2 号 (12 月 17 日)

令和元年12月御杖村議会定例議会（第2号）

令和元年12月17日
開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

- 第1 承認第4号〔原案承認〕
専決処分の承認を求めることについて（令和元年度御杖村一般会計補正予算（第3号））
- 第2 議案第51号〔原案可決〕
令和元年度御杖村一般会計補正予算（第4号）の議定について
- 第3 議案第52号〔原案可決〕
令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の議定について
- 第4 議案第53号〔原案可決〕
令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定について
- 第5 議案第54号〔原案可決〕
令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第3号）の議定について
- 第6 発委第9号〔原案決定〕
閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会）
- 第7 発委第10号〔原案決定〕
閉会中の継続調査申出について（むらづくり委員会）
- 第8 発議第7号〔原案決定〕
議員派遣について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（8名）

議長	山岡隆良君	副議長	吉田俊弘君
1番	葛城昌俊君	2番	古川芳明君
5番	松岡一生君	6番	木村忠雄君
7番	盛岡英成君	8番	山崎往男君

◎欠席議員（0名）

◎会議録署名議員

3番 吉田俊弘君

5番 松岡一生君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

村長	伊藤 収 宜 君
副村長	松原 永 治 君
教育長	丸山 栄 君
総務課長	藤田 辰 猪 君
むらづくり振興課長	西岡 悦 夫 君
保健福祉課長	廣尾 真貴子 君
産業建設課長	森本 成 則 君
住民生活課長	片岡 保 昌 君
教育委員会次長	中村 康 幸 君
会計管理者	古谷 依 子 君

◎職務のため議場に参加した事務局職員

事務局長	中嶋 英 樹 君
書記	今井 智 君

〔 発言記録 〕

(10 時 00 分 開議)

◎開議の宣告

○議長 (山岡隆良君) 皆さん、おはようございます。

12 月定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。

全議員が出席でございます。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布済の日程第 2 号のとおりとします。

◎一括議第〔委員長報告、質疑〕

・承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて (令和元年度御杖村一般会計補正予算 (第 3 号))

・議案第 51 号、令和元年度御杖村一般会計補正予算 (第 4 号) の議定について

・議案第 52 号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) の議定について

・議案第 53 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) の議定について

・議案第 54 号、令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) の議定について

○議長 (山岡隆良君) 先ず、日程第 1、承認第 4 号から、日程第 5、議案第 54 号までの 5 件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。これを一括議題とし、会議規則第 41 条第 1 項の規定に基づき、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。

松岡委員長。

○予算決算委員長 (松岡一生君) 委員会を代表しまして、付託されました承認第 4 号及び議案第 51 号から議案第 54 号までの、合計 5 件につきまして、一括してその審査の経過と結果についてご報告いたします。

経過でございますが、12 月 10 日開会の定例会におきまして、専決補正予算 1 件及び補正予算 4 件が付託されました。これを受け、去る 12 月 13 日に委員会を開催し、委員 8 名全員出席のもと審査を実施しました。

専決を含む補正予算 5 件につきましては、会計ごとに質疑及び討論と採決を行いました。議員より疑問点等についての質疑が行われ、担当課長より答弁をいただきました。

採決の結果につきましては、承認第4号を承認すべきもの、また、議案第51号から54号までの補正予算4会計についても、全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（山岡隆良君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第3号）〔討論・採決〕

○議長（山岡隆良君） 続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

まず、日程第1、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、承認です。日程第1、承認第4号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり承認されました。

◎議案第51号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第4号）の議定について〔討論・採決〕

○議長（山岡隆良君） 次に、日程第2、議案第51号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第4号）の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第2、議案第51号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第51号、令和元年度御杖村一般会計補正予算（第4号）の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議案第 52 号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計
補正予算（第 3 号）の議定について〔討論・採決〕**

○議長（山岡隆良君） 続いて、日程第 3、議案第 52 号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第 3、議案第 52 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 52 号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議案第 53 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計
補正予算（第 3 号）の議定について〔討論・採決〕**

○議長（山岡隆良君） 続いて、日程第 4、議案第 53 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第 4、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 53 号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

**◎議案 54 号、令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予
算（第 3 号）の議定について〔討論・採決〕**

○議長（山岡隆良君） 続いて、日程第 5、議案 54 号、令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第 5、議案 54 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(山岡隆良君) ありがとうございます。全員の起立により、議案 54 号、令和元年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第 3 号)の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎発委第 9 号、閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会) [上程、採決]

- 議長(山岡隆良君) 次に、日程第 6、発委第 9 号、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

議会運営委員長から、お手元の資料のとおり会議規則第 75 条の規定により「本会議の会議日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第 10 号、閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会) [上程・採決]

- 議長(山岡隆良君) 次に、日程第 7、発委第 10 号、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

むらづくり委員長から、お手元の資料のとおり会議規則第 75 条の規定により「むらづくり施策に関する事項」について、閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、むらづくり委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発議第 7 号、議員派遣について [上程・採決]

- 議長(山岡隆良君) 次に、日程第 8、発議第 7 号、議員派遣についてを議題とします。

- 議長(山岡隆良君) お諮りします。

議員派遣については、配布済資料のとおり派遣することにしたいと思います。また、派遣内容についての一部変更については、議長において行いたいと思

ますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山岡隆良君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配布した資料のとおり派遣することと決定し、一部の変更については、議長において行うことと致します。

◎閉議及び閉会の宣言

- 議長(山岡隆良君) 以上で、本日の日程は全部終了致しました。

本日の会議を閉じます。

よって、令和元年12月御杖村議会定例会を閉会します。

どうもお疲れ様でした。

(10時10分 閉会)

◎会議録署名

御杖村議会会議規則第 127 条の規定によりここに署名する。

御杖村議会 議長 山岡 隆 良

御杖村議会 議員 吉田 俊 弘

御杖村議会 議員 松岡 一 生